第二十三条第二項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加え、「添附して」を「添付して」に改める。

第三十二条第一項中「を添附しなければ」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければ」に改める。

第三十五条中「を添附した」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に改める。

第四十一条の見出しを「（付記登録）」に改め、同条第一項中「附記」を「付記」に改め、同条第二項中「を添附した」を「若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した」に、「附記」を「付記」に改め、同条第三項中「附記」を「付記」に改める。

（著作権法施行令の一部改正）

第十五条　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（特定鉱業権関係登録令の一部改正）

第十六条　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第十二条第二項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正）

第十七条　回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第三十二条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第三十七条中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第五十条第二項、第五十一条第一項及び第五十二条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（公証人手数料令の一部改正）

第十八条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「文書の謄本」の下に「若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える。

（動産・債権譲渡登記令の一部改正）

第十九条　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は謄本」を「若しくは謄本又は当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「）第百二条」を「）第九十九条、第百条第一項」に、「、第百六条及び第百九条」を「及び第百六条」に、「第百二条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第百九条中」を「第百条第一項中」に改める。

（小型船舶登録令の一部改正）

第二十一条　小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第二十一条及び第二十三条中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十四条第二項中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

第二十五条第一項及び第二項中「抄本」の下に「若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改める。

第三十五条第一項第三号中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条若しくは第百九条」を「若しくは第百八条」に改める。

第四十条第一項中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改める。

（不動産登記令の一部改正）

第二十三条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号ロ⑴中「同じ。）」の下に「、電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下この⑴において同じ。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容がファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。以下「電子判決書記録事項証明書」という。）又は電子判決書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって裁判所書